

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和５年５月１７日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）付

「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令案」について、令和５年３月２２日から令和５年４月２０日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、３件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

通し 番号	御意見	御意見に対する考え方
1	東日本大震災の教訓から、災害応急対策の実施される期間として、発災後２か月から３か月程度、或いはそれ以上の期間を要することも想定されなければなりません。 その場合、自ら避難することが困難な者、及び動物その他命あるものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難行動要支援者、及び動物その他命あるものの把握と避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施しなければなりません。 災害発生時等に緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することによって、上記の避難行動要支援者、及び動物その他命あるものに対して必要な措置の実施が妨	いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

	げられる場合が生じることが考えられます。 そのため、緊急車両以外の車両についても緊急の必要があると認められる場合は、その車両の道路における通行を許可してください。 また上記車両についても、通行の必要が認められる車両に該当することの確認を受けるものとし、災害発生時のみならず災害発生時の前においても災対法施行令、大震法施行令、或いは原災法施行令に基づくものとし確認を行うことのできるものとしてください。	
2	災害時のペット、畜産動物、展示動物、使役動物などの対処を勘案するに、人間目線だけで、取り残されてきました。例えば地元ではペットにしても、同行避難であり、体育館に避難する際、ペットは戸外でクレートにいたままです。だから何があった時のためにクレートに慣れさせておくことが通達されてます。何日続くが分からない避難生活には不都合ですし、自宅待機する方がいいという人が多いです。 また畜産動物は普段から、つなぎ飼い、バタリーケージ、妊娠ストールなどの身動き取れない劣悪な環境下です。災害の一番の被害者です。 普段から、命が助かる段取りを畜産農家に指導する義務があるのではありませんか？ 命ある動物です。人間は自ら逃げたり、助けられたりしますので、動物達	いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

	のことににより心血を注いでいただけたらと思います。	
3	緊急通行車両の標章（及びその運用）についての実際の様式等の案の提示が無いのであるが、そのの部分についての意見を行いたく思うので、その提示を行い、再度意見の公募を行っていただきたい。 （なお、標章には公務所又は公務員の印章が付されているべきと考える。）	緊急通行車両の標章の様式につきましては、災害対策基本法施行令に基づく確認に係る申出書の新設等に伴う別記様式番号の繰り下げに係る措置のみを行っております。 なお、標章と共に交付を行い、緊急通行車両に備え付けるものとされている証明書には、引き続き都道府県知事又は都道府県公安委員会の公印を押印することとしております。